

府下北品川袖ヶ崎所在岡部電機製作所に於ける日本労働總同盟東京鐵工組合大崎第六支部の團體交渉権は、大正十三年三月以來、我等の先輩諸氏が再度に亘つて罷業を敢行し、幾多の犠牲を拂つて獲得したるものである。爾來、此團體交渉権の運用に依つて、着々として労働條件の改善が行はれたる事は、自他共に認むる處である。

然るに今回支部長石橋憲一君等は、同支部を日労働支持に引入れんとして、たゞく工場主の親戚或は其縁故ある人々が、御用組合組織の意志あるを利用し、これと結んで岡部電機従業員組合なるものの創立運動を起したのである。

石橋君等が日労働を支持せんとするは自由であるけれども、御用的縦断組合を作り多數同志の犠牲に依つて獲得せる籍付工場及團體協約の特権を放棄し、結果に於て労働條件の悪化を來すが如き行為をなす必要が何處にあらうか。又かくの如き精神を以つて、行ふ處の政黨運動に何の意義があるか。これ實に労働運動の精神を冒瀆するものであつて我等の断じて許すべからざる事である。若し我等が、如斯労働階級の裏切行為に對し、許容するが如き事あらんか。ただに日本労働總同盟の統制に重大なる悪影響を及ぼすのみならず、小にしては大崎第六支部の労働條件を今日あらしめ、大にしては日本労働總同盟を今日あらしめたる、先輩同志諸氏に對する忘恩の徒ごならねばならぬ。

故に、日本労働總同盟東京鐵工組合は、茲に断乎として、石橋憲一君及之れと行為を共にせる左記の諸君の除名を満場一致を以て決議す。

- 大石源右衛門、中山貞夫、來栖 哲、鹽崎喜代親、松田 榮、萩野佳三郎、松崎カメヨ、

昭和二年三月十八日

日本労働同盟 東京鐵工組合理事會